

10月20日(火)は 世界骨粗しょう症デー

骨粗しょう症とは、骨の量(骨密度)や質が低下して、骨折しやすくなる病気です。骨粗しょう症の患者は1,590万人と推計されており、60歳代女性の5人に1人、70歳代女性では3人に1人が骨粗しょう症といわれています。

骨粗しょう症は自覚症状があらわれにくいので、40歳を過ぎたら定期的に検査することが大切です。市では、令和9年3月31日時点で40・45・50・55・60・65・70歳の女性に、骨粗しょう症検診を行っています。対象となる人はぜひ検診を受け、骨粗しょう症の予防と早期発見に努めましょう。



ホームページ

関すこやか生活課

☎・有(581)0201 FAX(582)1138

環境政策課からお知らせ

みんなでつくろう「未来よし社会」 グリーン購入+エシカル消費で環境にやさしい行動を

滋賀グリーン活動ネットワーク(SGN)では、美しい琵琶湖、住みやすい滋賀を未来世代に引き継ぐため、買い物の際に、人の健康、社会の健全、自然の環境を考えた商品選択を心がけ、下記の行動を呼び掛けるキャンペーンを10月に実施しています。詳しくは、右記HPをご覧ください。



SGN
ホームページ

- ①買う前に、本当に必要かどうか考えましょう
 - ②マイバッグ・マイボトル・マイ容器を持って出かけましょう
 - ③包装の少ないもの、つめかえができるものを選びましょう
 - ④近くでとれたもの、つくられたものを選びましょう
 - ⑤フェアトレード商品*を選びましょう
*発展途上国で生産された原料や製品を労働に見合った適正な価格で、対等な取引のもとに売買される商品
 - ⑥「買い物メモ」を持ち、買い過ぎを予防しましょう
 - ⑦近い所は、車を使わずに、自転車や徒歩で行きましょう
- 関一般社団法人 滋賀グリーン活動ネットワーク 事務局
☎(510)3585 FAX(510)3586

消費生活センター情報

No.102

くらしのたより

「光回線サービス」の電話勧誘トラブルにご注意

光回線サービスなどのインターネット環境は、日々の生活に欠かせないものとなっています。消費生活センターには、電話での勧誘をきっかけとした光回線サービスの契約に関するトラブルの相談が多く寄せられています。「現在契約している通信会社からの案内だと思って話を聞いているうちに、実は別の会社との新たな契約だった」「料金が安くなるとして契約したら覚えのない有料オプションが付いていて余計に高くなった」などが主な相談事例です。

電話で勧誘を受けたときは、すぐに契約せず、どこの事業者からの電話か、何のサービスの契約をするのか、月額料金はいくらか、現在の契約と何が変わるのかを確認しましょう。契約するつもりがなければきっぱり断りましょう。電話で承諾しただけでも契約が成立する場合があるので注意しましょう。意図しない契約をしてしまった場合は、契約書面を確認し、早めに事業者へ解約の意思を伝えましょう。

光回線などの通信サービスには、一定の条件のもとで契約後でも解約できる場合があります。困ったときや不安に思った場合は、下記へ相談してください。

関消費生活センター(生活支援相談課内)

☎(582)1146 FAX(582)1138

弁護士による 無料法律相談

日常生活の法律知識を要する問題について、弁護士による無料法律相談を行います。

時10月29日(木)午後1時～4時(1人30分)

所市役所 1階 相談室

対市内在住

定6人

申10月23日(金)までに電話または直接、下記へ。

他・円滑に進めるため、申込時に相談の概略をお聞きます。

・相談内容によっては、他の適切な窓口を案内する場合があります。



関生活支援相談課

☎(582)1161 FAX(582)1138